

建設工事等一般競争(指名競争)

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局 企画財務課

令和7年度 入札・契約制度の改正等について(工事契約)

令和7年度に高知市上下水道局が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は下記のとおりです。

記

制度改正の概要

■ 1 建設工事の総合評価落札方式対象工事の適用範囲拡大について

上下水道局が発注する建設工事に係る一般競争入札のうち、請負対象金額1億5,000万円以上の建設工事については、総合評価落札方式の対象としていますが、価格以外の評価による調達を推進を図るため、適用範囲を請負対象金額1億円以上に拡大を行います。

【高知市上下水道局建設工事総合評価落札方式実施要領】

現 行	改 正 後
<p>(対象建設工事等)</p> <p>第3条 総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっては、原則、請負対象金額が1億5,000万円以上の工事を対象とし、当該工事の特性(規模、工事内容、技術的な工夫の余地等)に応じて、企業評価型又は施工計画型のいずれかによるものとする。ただし、高知市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 施工計画型</p> <p>施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等に加えて簡易な施工計画を求め、価格と総合的に評価する。</p> <p>(2) 企業評価型</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等と価格を総合的に評価する。</p>	<p>(対象建設工事等)</p> <p>第3条 総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっては、原則、請負対象金額が1億円以上の工事を対象とし、当該工事の特性(規模、工事内容、技術的な工夫の余地等)に応じて、企業評価型又は施工計画型のいずれかによるものとする。ただし、高知市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 施工計画型</p> <p>施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等に加えて簡易な施工計画を求め、価格と総合的に評価する。</p> <p>(2) 企業評価型</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等と価格を総合的に評価する。</p>

※ 詳しくは、資料①「高知市上下水道局建設工事総合評価落札方式実施要領」をご覧ください。

■ 2 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（継続）

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成27年4月1日から実施している暫定措置について、当面の間、暫定措置を継続します。

【暫定措置】

- ・ 事後審査型制限付き一般競争入札の対象とすることができる範囲の拡大
- ・ 災害復旧工事等における指名競争入札の適用範囲の拡大

※ 詳しくは、「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）」をご覧ください。

■ 3 地方公営企業法施行令の一部改正に伴う随意契約によることができる額の改正について（令和7年4月1日施行）

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号にて契約の種類に応じて定める額（基準額）の範囲内において、管理規程で定める額を超えないときは、随意契約によることが可能とされているが、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から踏まえ、基準額が引上げられました。

高知市契約規則についても、随意契約によることができる額が改正されます。

【地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号関係】

契約の種類	現行	改正案
工事又は製造の請負	130万円	200万円
財産の買入れ	80万円	150万円
物件の借入れ	40万円	80万円
財産の売払い	30万円	50万円
物件の貸付け	30万円	30万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50万円	100万円

※ その他関連する要領・基準、通知等の改正につきましては、改正後に企画財務課のホームページにてご案内します。

■ 4 建築・設備工事（一般競争入札）における予定価格事前公表の取りやめについて（令和7年7月1日実施予定）※事前周知

建設工事及び建設工事に係る委託業務の予定価格について、建設工事の指名競争入札、土木系工事（高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事）の一般競争入札及び建設コンサルタント業務（指名競争入札及び一般競争入札）において事後公表を実施していますが、現在、事前公表を行っている建築・設備工事の一般競争入札においても事後公表に移行します。

※ 令和7年7月1日の実施を予定しています。詳細につきましては、改めてご案内します。

■ 5 高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」実施要領（営繕工事編）の改定について

建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、令和4年度から高知市上下水道

局が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事」を導入しています。

営繕工事（建築物の新築，増築，改築，修繕，模様替，その他準ずるもの）については，令和6年度より試行運用を行っていましたが，実施要領に改定し運用を行います。

(1) 対象工事

- ・原則，全ての建設工事

ただし，以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。

- ・現場施工日数が7日未満の工事（不稼働日を含めない）
- ・工期や作業工程に制約がある工事
- ・社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む。）

(2) 実施方法

○発注者指定型

- ・対象期間で「4週8休」の確保をするもの
- ・労務費等の補正を行った上で発注するものとし，4週8休が確保できなかった場合は，補正分を減額変更する。

※ 営繕工事については，請負対象金額2,500万円以上（経費補正前の額）を，原則発注者指定型の対象とする。

○受注者希望型

- ・受注者が対象期間で「4週8休」の確保をするもの
- ・発注段階では労務費等の補正は行わず，工事完成時に現場の閉所状況に応じて，補正分を増額変更する。

※ 詳しくは，[上下水道局技術監理課ホームページの「高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」の試行について」](#)をご覧ください。